

県有財産の随時売却応募要領

- 県有財産の随時売却は、県があらかじめ提示した最低売却価格その他の契約条件を公表し、申込先着順で、申込資格の確認ができた受付順位の最も高い方に財産の売却を行うものです。
- 購入を希望される方は、この要領、契約書（案）等の内容をご承知の上、お申し込みください。

1 売却物件

土地

物件 番号	所 在 地 番	地目	売却面積(㎡)		最低売却価格 (円)	備 考
			公簿	実測		
1	土岐市泉が丘町3丁目1番3	宅地	2,225.44	2,225.44	31,700,000	
2	下呂市少ケ野字ノビガハ 296番6	宅地	306.71	306.71	3,400,000	
3	岐阜市三田洞東3丁目12番地1	宅地	213.89	214.78	2,500,000	

2 申込者の資格

次の(1)～(5)に該当する方を除き、個人・法人を問わず、どなたでも申込みができます。
なお、法人にあっては、役員全員が(1)～(5)に該当しないことが必要です。

また、2人以上の方が共有名義で申し込むこともできますが、その場合は、申込者全員が(1)～(5)に該当しないことが条件となります。

<申込みができない方>

- (1) 次のいずれかに該当する者（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者）
- ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が判明した日から3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められる者）
- ① 県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が県と契約を締結すること又は県と契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 県が実施する地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 2-(2)（⑦を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれかに該当する者
- ① 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (5) 県税を滞納している者

3 申込方法

県有財産購入申込書に必要事項を記入した上で、添付書類を添えて、持参、郵送又は電子メールにより申し込んでください。なお、電話及びファクシミリによる申込みはできません。

※1 電子メールにより申し込む場合の県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類のファイル形式は、PDFとしてください。

※2 電子メールにより申し込む場合は、落札後に住民票の写し（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）の原本を提出していただきますので、ご承知おきください。

(1) 提出書類

① 県有財産購入申込書（別記第1号様式） 1部

※1 共有により取得を希望される場合は、申込書に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

※2 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有予定者を代表して、この購入に関する一切の事務を行っていただける方）を選任してください。

② 添付書類 各1部 （各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。）

区 分	添 付 書 類
個 人	住民票の写し、誓約書(※1)、岐阜県税の完納証明書(※2)
法 人	商業又は法人登記簿謄本(登記事項証明書)、誓約書(※1)、岐阜県税の完納証明書(※2)、法人役員名簿(※3)
共 有	全員の住民票の写し(法人の場合は登記簿謄本)、全員の誓約書(※1)、全員の岐阜県税の完納証明書(※2)、法人の場合は法人役員名簿(※3)

※1 誓約書(別記第2号様式)

※2 岐阜県税の完納証明書(岐阜県の県税事務所が発行する納税証明書)

※県外の居住者、県内に事業所等を有しない事業者及び岐阜県入札参加資格者名簿登載者を除きます。

・管轄の県税事務所窓口において、申請様式「納税証明書交付請求書(一般用)」により、全ての県税について未納の徴収金がないことの納税証明書を請求してください。

「納税証明書交付請求書(一般用)」

〈証明を受けようとする事項〉※交付請求書にチェックしてください。

税目：全税目・完納証明

証明書の使用目的：入札参加資格申請のため・提出先 岐阜県

証明内容：未納の徴収金がないこと

・申請には、本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要となります。

・納税証明書1枚につき400円かかります。

※3 法人役員名簿(別記第3号様式)

(2) 申込先

申込先は、次のとおりですので、直接持参、郵送又は電子メールにより申し込んでください。なお、郵送及び電子メールの場合は、申込書類が岐阜県総務部管財課へ到達した日を申込みがあった日として取り扱います。

①直接持参する場合

岐阜県庁4階 岐阜県総務部管財課

②郵送で申し込む場合

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部管財課 財産活用係 宛て

※郵送による申込みの場合、書留郵便により申し込んでください。

③電子メールで申し込む場合

c11116@pref.gifu.lg.jp

岐阜県総務部管財課 財産活用係 宛て

4 申込日及び受付時間

・申込日 土・日・祝日等の閉庁日を除く。

・受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く。)

※契約の相手方が決定したときはその時点で申込みを締め切りますので、申込みに当たっては、申込物件の受付が締め切られていないかどうか、あらかじめ電話等でご確認の上、お申込みください。

5 物件の事前確認について

現地説明会は実施しませんので、購入希望者ご自身において、あらかじめ必ず現地を確認してください。「物件調書」は、購入希望者が物件の概要を把握するための資料ですので、購入申込みを行う前に、必ず購入希望者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

※物件は、現況のままで引き渡します。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）

- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切岐阜県では行いません。
- ・上下水道、電気及び都市ガス等供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、岐阜県では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- ・物件内にある動産（空調機や照明器具を含みます。）やゴミの撤去は、岐阜県では行いません。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。
- ・越境物の処理については、岐阜県は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいこととなります（契約後に判明した場合も同様です。）。

6 申込書類の審査

提出していただいた申込書類については、先着順に受付しますが、申込資格等の審査は、受付後に行います。審査には一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。また、審査の際、追加で資料の提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

7 契約の相手方の決定

- (1) 同一の日における同一物件に対する申込者が1名の場合
申込資格が確認できた申込者を契約の相手方に決定します。
- (2) 同一の日における同一物件に対する申込者が複数の場合
同一の売却物件に対して同一の日に複数の申込者があったときは、同順位で受け付けたものとし、全員について申込資格を確認の上、次により契約の相手方を決定します。
 - ①購入希望金額が異なる場合
最高価格を提示された方を契約の相手方に決定します。
 - ②購入希望金額が同一の場合
抽選により契約の相手方を決定します。この場合は、県から抽選日及び抽選の方法を連絡します。

8 売買契約の締結等

- (1) 印鑑証明書の提出
契約の相手方の決定後、購入者には、印鑑証明書（共有の場合は、共有者全員のもの）を提出していただきます。
- (2) 契約の締結

契約の相手方の決定を行った日から原則として20日以内に契約を締結しなければなりません。

※売買契約は、「申込者」名義で締結することとなります。

共有名義で申し込んだ場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。

(3) 売買契約書（岐阜県保管用1部）に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。

9 契約保証金

購入者には、契約締結に先立ち、契約保証金として契約金額の100分の10の金額を納付していただきます。契約保証金については、その受け入れ期間について利息を付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当します。

なお、この契約保証金については、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第114条第2号に該当する場合には、納付を免除することがあります。

10 契約上の主な特約

売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します（転売、貸付け等を含みます。）。

※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

(2) 購入者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません（転売、貸付け等を含みます。）。

(3) 実地調査等

上記(1)、(2)の条件の遵守状況を確認するために、随時、土地の利用状況について実地調査することがあります。実地調査の際には、購入者に協力していただきます。

(4) 違約金

購入者が上記(1)、(2)の条件に違反した場合及び(3)について正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。

(5) 契約不適合責任

契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

ただし、落札者は、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、この契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には県に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。なお、県の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とします。

11 売買代金の支払

契約金額から契約保証金の額を控除した残金（契約保証金の納付が免除となった場合には、売買代金の全額）については、契約締結日から原則として20日以内に納付いただくこととなります。なお、納付に係る費用は、購入者の負担となります。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として岐阜県に帰属することとなり、お返ししません。ご注意ください。

12 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された時に所有権が移転し、物件を現況のまま引き渡します。立木伐採、工作物の補修等には応じられません(図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。)。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に、岐阜県が管轄法務局に対して行います。
- (3) 売買契約書(県保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。
- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (5) 購入者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (6) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

13 売払結果の公表

物件の所有権の移転後、県のホームページにおいて、物件の所在地、契約方法、物件の種類、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、契約者の名称、減額売払の有無、借地権の有無、価格形成上の減価要因、都市計画上の制限等を公表します。個人の場合、契約者の名称は「個人」と公表します。

14 その他の注意事項

- (1) 不正の申込みであることが判明した場合は、その申込みは無効となります。また、申込者は、その事実が判明した日から3年を経過する日までは、岐阜県の行う県有財産の売却に関する一般競争入札及び随時売却に参加又は申込みを行うことができません。
- (2) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。なお、物件には看板が設置されています。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また足元が悪い場合がありますので、注意してください。
- (4) 土地の利用や建物の改築・建築に当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 双方の責に帰することができない事由により県が売買物件を引き渡すことができなくなったときは、購入者は、県に対して売買代金の支払を拒むことができます。
購入者の責に帰すべき事由によって売買物件を引き渡すことができなくなったときは、購入者は、売買代金の支払を拒むことができません。
- (6) 購入者が、売買契約に定める義務を履行しないために、岐阜県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 物件の前面にゴミ集積所等がある場合、これらの移動等については、ご本人が自治会等と話し合いをしていただくことが必要になります。
- (9) 越境物の処理については、岐阜県は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいとなります。契約後に判明した場合も同様です。

15 その他

この説明書に定めのない事項については、全て地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則(昭和39年岐阜県規則第48号)、岐阜県公有財産事務処理規程(昭和49年岐阜県訓令甲第16号)、岐阜県会計規則、岐阜県会計規則取扱要領及びその他関係法令等の定めるところによります。

【問合せ先】

〒500-8570

岐阜市藪田南二丁目1番1号 岐阜県総務部管財課財産活用係

電 話 058-272-1137（直通）

F A X 058-278-2550

E-mail c11116@pref.gifu.lg.jp